

# 令和6年小田原市議会3月定例会議案説明資料

(議案第12号～議案第16号・議案第18号)

令和6年2月14日提出



# 目 次

## ○条例議案

- 議案第 1 2 号 小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…… 1
- 議案第 1 3 号 小田原市手数料条例の一部を改正する条例…………… 2
- 議案第 1 4 号 小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例…………… 4
- 議案第 1 5 号 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…… 5

## ○事件議案

- 議案第 1 6 号 和解について…………… 7
- 議案第 1 8 号 市道路線の認定について…………… 8



# 條例議案說明資料



議案第 12 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

育児休業をする会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

育児休業をする会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための所要の規定の整備を行うこととする。(第7条関係)

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

## 議案第13号

### 小田原市手数料条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、戸籍法及び消防法に基づく事務に係る標準手数料の設定等が行われることに伴い、本市の手数料についてこれに応じた措置を講ずるとともに、建築基準法に基づく事務に係る手数料を定める等のため改正する。

#### [内 容]

##### 1 戸籍法に基づく事務に係る手数料の設定（第2条関係）

戸籍法が一部改正され、戸籍証明書が本籍地以外で請求できることとなること等に伴い、戸籍法に基づく事務に係る手数料を次のように定めることとする。

- (1) 本籍地以外での戸籍証明書の交付 450円
- (2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400円
- (3) 本籍地以外での除籍証明書の交付 750円
- (4) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 700円
- (5) 電子化された届書等情報の内容の証明書の交付 350円
- (6) 電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧 350円

##### 2 消防法に基づく事務に係る手数料の引上げ（第4条関係）

消防法に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に関する事務に係る手数料の額を次のように引き上げることとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
貯蔵最大数量 1,000kℓ以上 5,000kℓ未満	1,450,000円	1,180,000円
貯蔵最大数量 5,000kℓ以上 10,000kℓ未満	1,720,000円	1,410,000円
貯蔵最大数量 10,000kℓ以上 50,000kℓ未満	1,920,000円	1,590,000円

貯蔵最大数量 50,000kℓ以上 100,000kℓ未満	2,360,000円	1,950,000円
貯蔵最大数量 100,000kℓ以上 200,000kℓ未満	2,740,000円	2,270,000円
貯蔵最大数量 200,000kℓ以上 300,000kℓ未満	5,640,000円	4,550,000円
貯蔵最大数量 300,000kℓ以上 400,000kℓ未満	7,240,000円	5,820,000円
貯蔵最大数量 400,000kℓ以上	8,790,000円	7,070,000円

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴う規定の整備（第6条、第20条及び第23条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名が次のように改められることに伴い、同法及びこれに基づく国土交通省令を引用する規定を整備することとする。

改正後	改正前
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

4 建築基準法に基づく事務に係る手数料の設定（第9条関係）

建築基準法に基づく事務に係る手数料を次のように定めることとする。

- (1) 建築物の敷地に係る接道要件を適用除外とされる既存不適格建築物の大規模修繕等に関する特例の認定に係る審査手数料 27,000円
- (2) 道路内の建築制限を適用除外とされる既存不適格建築物の大規模修繕等に関する特例の認定に係る審査手数料 27,000円

[適用]

1 戸籍法に基づく事務に係る手数料の設定

令和6年3月1日

2 上記以外

令和6年4月1日

## 議案第 14 号

### 小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

児童福祉法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

#### [内 容]

#### 1 児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備（第 3 条関係）

##### (1) 通園施設の事業内容の整備

児童福祉法が一部改正され、医療型児童発達支援の定義が児童発達支援に統合されることに伴い、つくしんぼ教室においては、従来の福祉型の児童発達支援を行うものであることを明確にするための規定の整備を行うこととする。

##### (2) その他

児童福祉法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

#### 2 その他

規定を整備することとする。

#### [適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 15 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立病院における放射線科の診断及び治療の専門分野をそれぞれ診療科目として明示するため改正する。

[内 容]

市立病院の診療科目を次のように変更することとする。(第4条関係)

改 正 後	改 正 前
放射線診断科 放射線治療科	放射線科

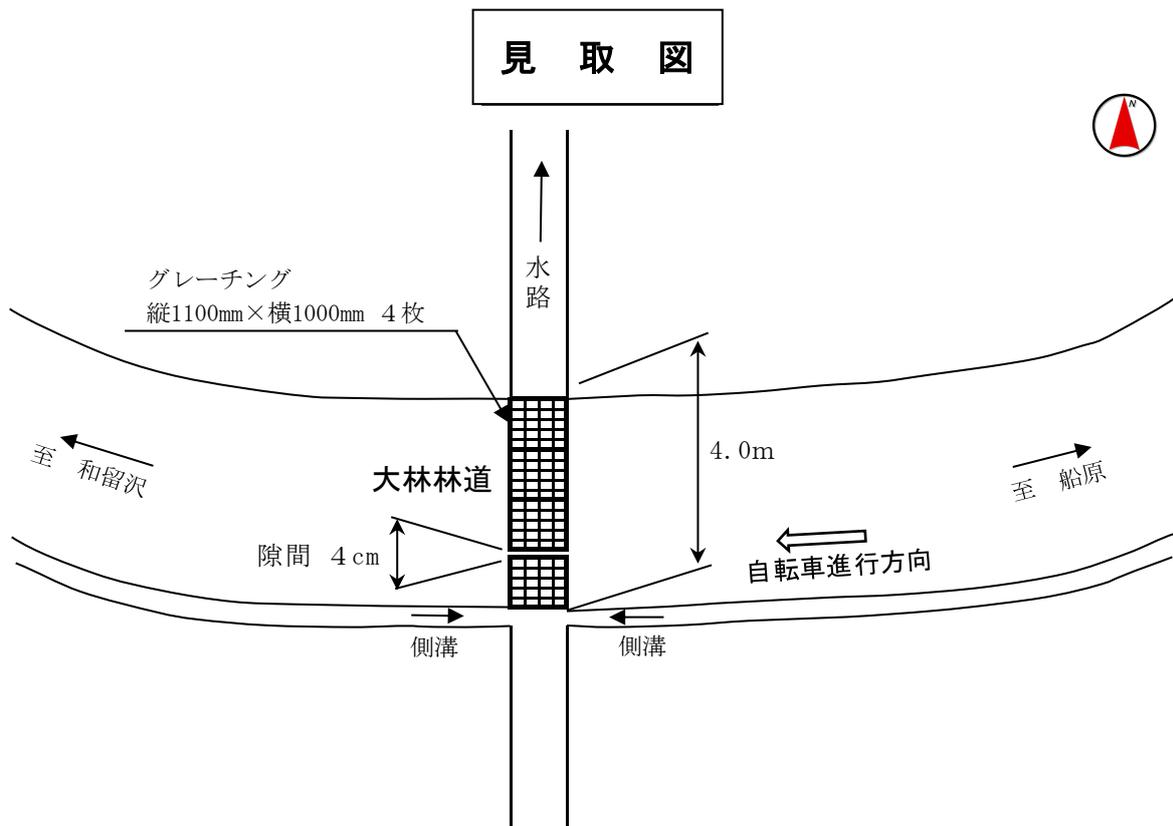
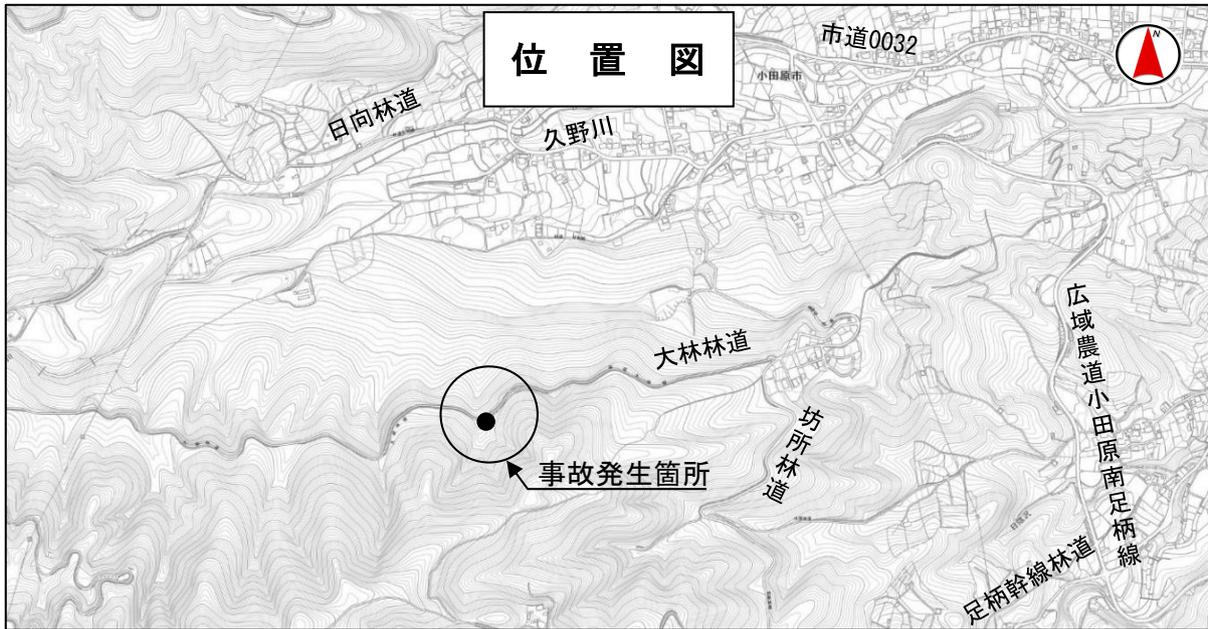
[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日



# 事 件 議 案 說 明 資 料





議案第18号

市道路線の認定について

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m	摘 要
		終 点			
1	3294	曾比字桑木畑2402番17地先	4.5 ~5.0	151.0	位置図1
		曾比字桑木畑2238番1地先			
2	3295	栢山字道下978番13地先	5.0	80.2	位置図2
		栢山字道下978番5地先			
3	3296	栢山字苧分1135番2地先	7.6	22.9	位置図3
		栢山字苧分1135番9地先			

市道路線認定調書

区分	路線数	延 長		摘 要
		増	減	
認 定	3	254.1m	—m	
計	3	254.1m	—m	



